

資料 2 担い手確保に向けた取組について

1 担い手確保・裾野拡大に向けた取組 ————— 1

- (1) 国選弁護に係る報酬制度の概要
- (2) 法テラスの認知状況、認知度向上に向けた取組
- (3) 法教育事業
- (4) 法曹養成段階における公共的活動の意義の普及

2 担い手の定着・活動環境の整備に向けた取組 —— 14

- (1) 異動等の実情と離職者軽減に向けた取組
- (2) 法テラスの事務所の体制の実情

添付資料 1 国選弁護人報酬

1 担い手確保・裾野拡大に向けた取組

- (1) 国選弁護に係る報酬制度の概要 ————— 2
- (2) 法テラスの認知状況、認知度向上に向けた取組 ————— 6
- (3) 法教育事業 ————— 9
- (4) 法曹養成段階における公共的活動の意義の普及 ————— 13

(1) 国選弁護に係る報酬制度の概要

国選弁護人に支払う報酬及び費用は、国選弁護人契約約款で定める「報酬及び費用の算定基準」（以下「算定基準」という。）に基づき算定される。

■ 被疑者国選弁護事件における算定基準

① 基礎報酬・多数回接見加算報酬

接見の回数を基本的な指標として算定する。具体的には、4日に1回の接見を基準接見回数と定め、接見回数に応じた基礎報酬を算定し、基準接見回数を超えた場合には、多数回接見加算報酬を算定している。これに加え、遠距離の移動を要した場合など、基準接見回数だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで算定する指標を設定している。

② 成果基準

勾留取消しや示談など、特別の成果があった場合には、一定の加算がされる。

③ 費用

遠距離接見等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

■ 第一審の被告人国選弁護事件における算定基準

① 基礎報酬

事件の種別等や期日回数・立会時間を基本的な指標として算定している。

これに加え、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで算定している。

② 成果基準

無罪や公訴事実に比べて法定刑が軽い罪の事実が認定（縮小認定）されたとき、示談成立等の特別の成果があったときは、一定の報酬が加算される。

③ 費用

記録謄写費用、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

※ なお、控訴審、上告審の被告人国選弁護事件についても、第一審の被告事件に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

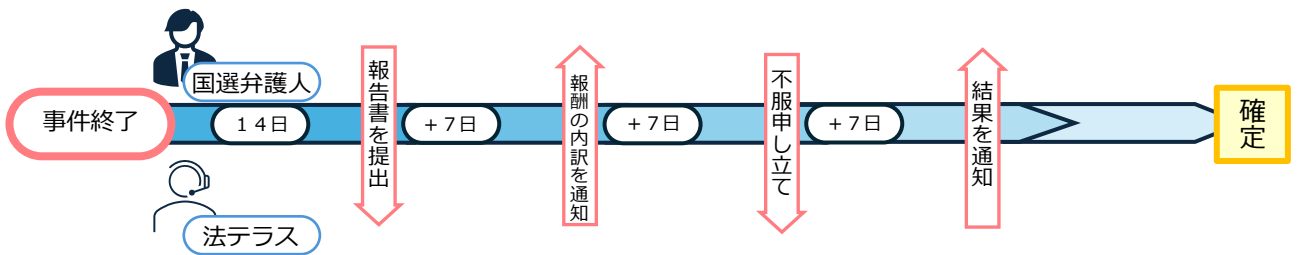
1 担い手確保・裾野拡大に向けた取組

■ 報酬算定の手続

国選弁護人は、事件終了から14日以内に、法テラスの地方事務所に対し、報告書を提出して報酬及び費用を請求する。法テラスは、請求から7日以内に、国選弁護人から提出された報告書に基づき、支給すべき報酬及び費用を算定し、当該弁護士に対してその金額及び内訳を通知する。

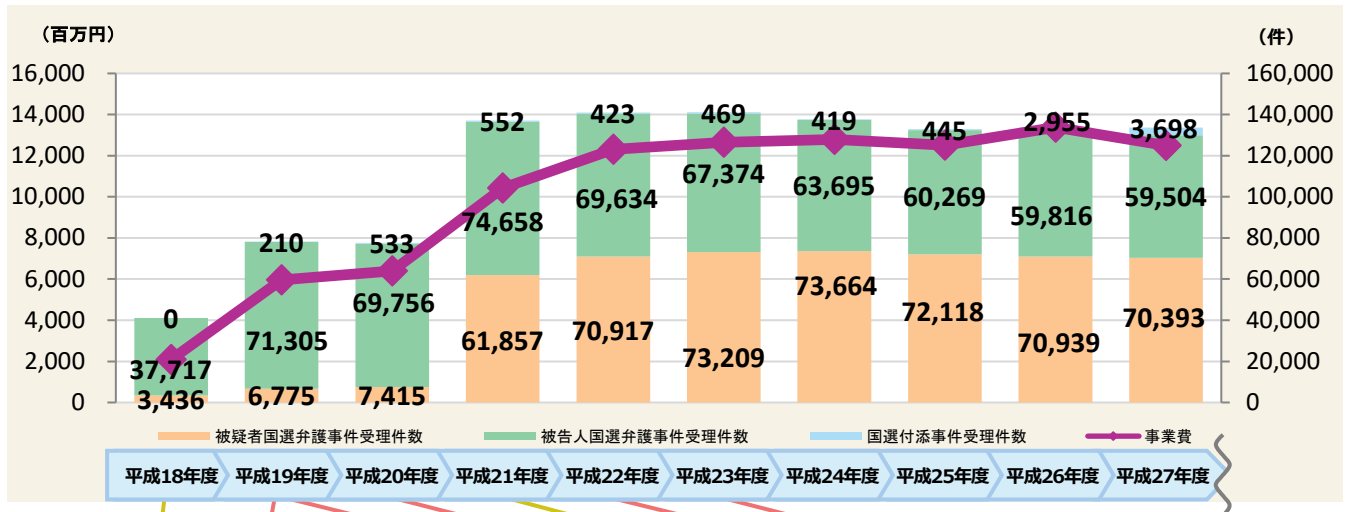
通知を受けた弁護士は、7日以内に、法テラスに対し、報酬及び費用の算定に対する不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた法テラスは、再度算定を行い、7日以内にその結果を当該弁護士に通知する。国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、不服申立てがあった場合は再算定を経たときに、不服申立てがない場合は不服申立期間が経過したときに、その金額が確定する。

報酬及び費用の算定に対する令和6年4月から令和7年3月までの不服申立件数は、合計240件、1か月当たり約20件であり、前年度における1か月当たり平均件数約22件とほぼ同水準であった。

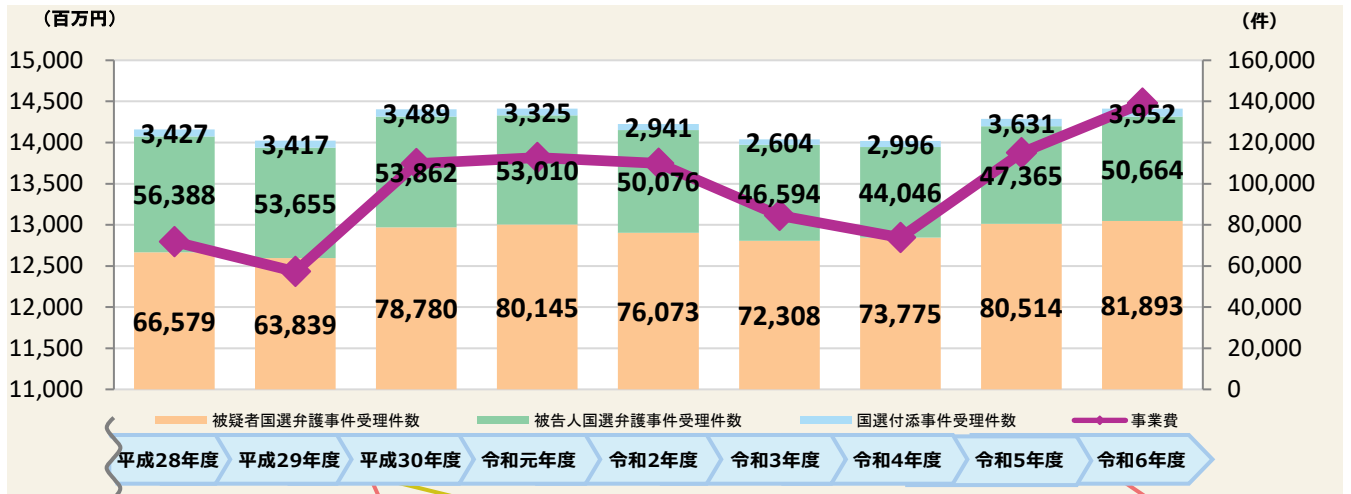


1 担い手確保・裾野拡大に向けた取組

○ 国選弁護事件等事件数・事業費の推移（平成18年度から令和6年度）



- 被疑者国選弁護制度を創設（短期1年以上の重大事件が対象）
- 示談加算を段階的支払方式に変更
遠距離交通費を実費支給に変更
- 膳写費用を1枚目から支給
無罪等を特別成果加算の対象に追加
- 基礎報酬・公判加算報酬を増額
立会時間に応じた公判加算を導入
- 被疑者国選の対象を拡大（長期3年超の事件まで）
- 記録膳写費用の単価を20円から40円（実費上限）に増額
- 公判前の証人尋問出頭報酬
証明書手数料を支給対象に追加



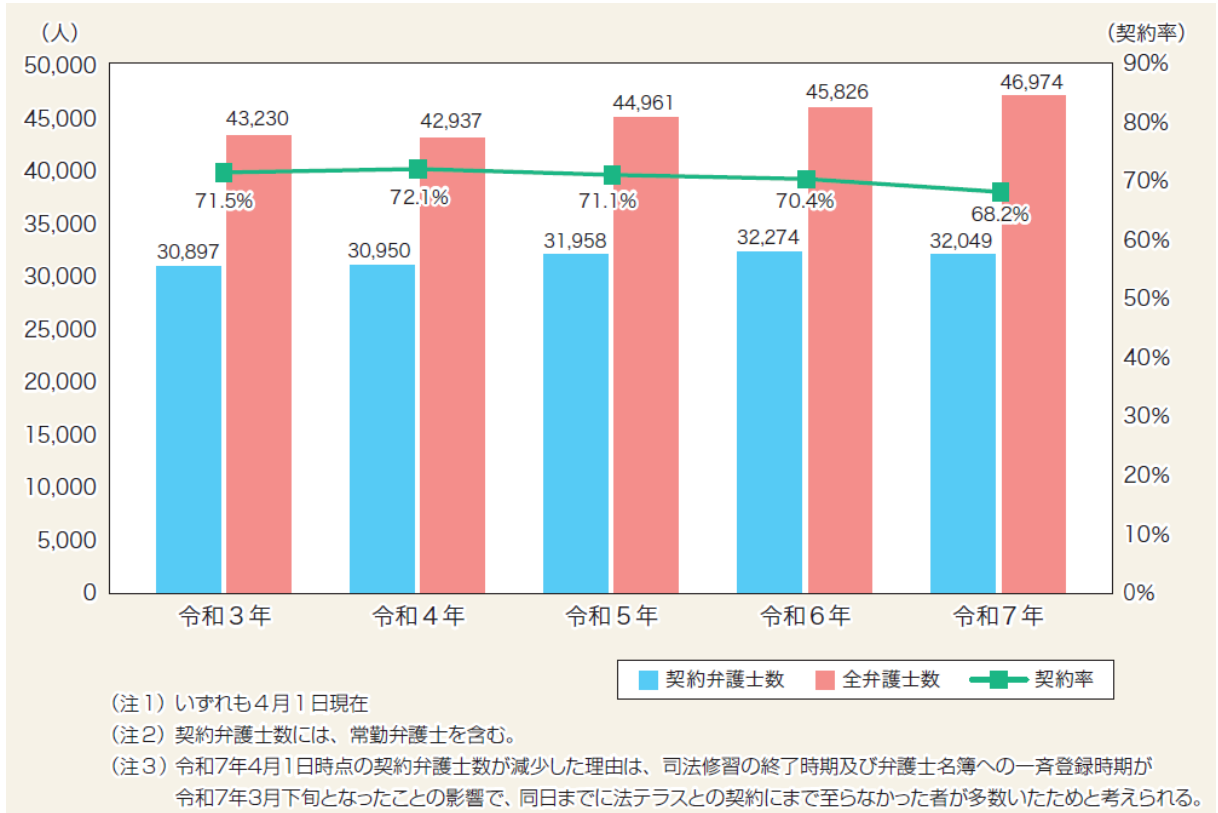
- 被疑者国選の対象を勾留状発付の全事件に拡大
- 準抗告による被疑者釈放時の報酬
上訴取下げ後の活動費用を支給対象に追加

- 示談加算を被害者数に応じた方式に変更
上訴審報酬を事件類型に応じた方式に変更
認定落ち・一部不処分決定を特別成果加算の対象に追加

1 担い手確保・裾野拡大に向けた取組

■ 国選弁護士契約弁護士数・契約率の推移（令和3年から令和7年）

全弁護士数は令和3年から令和7年にかけて増加傾向にある一方、法テラスとの契約率は令和4年の72.1%を最高値として緩やかに低下しており、令和7年の契約弁護士数は32,049人、契約率は68.2%にとどまっている。



(法テラス白書令和6年度版より引用)

■ 常勤弁護士の勤務条件等

契約形態：雇用契約

勤務時間：専門業務型裁量労働制

給 与：俸給表の9号までは同期の裁判官・検察官と同水準の俸給
+ 各種手当

契約期間：養成期間中は原則1年契約。養成を修了し契約を更新した場合、3年契約となる。

また、契約期間が5年を超えて更新された場合、契約期間の無期転換権が発生する（定年65歳）。

1 担い手確保・裾野拡大に向けた取組

(2) 法テラスの認知状況、認知度向上に向けた取組

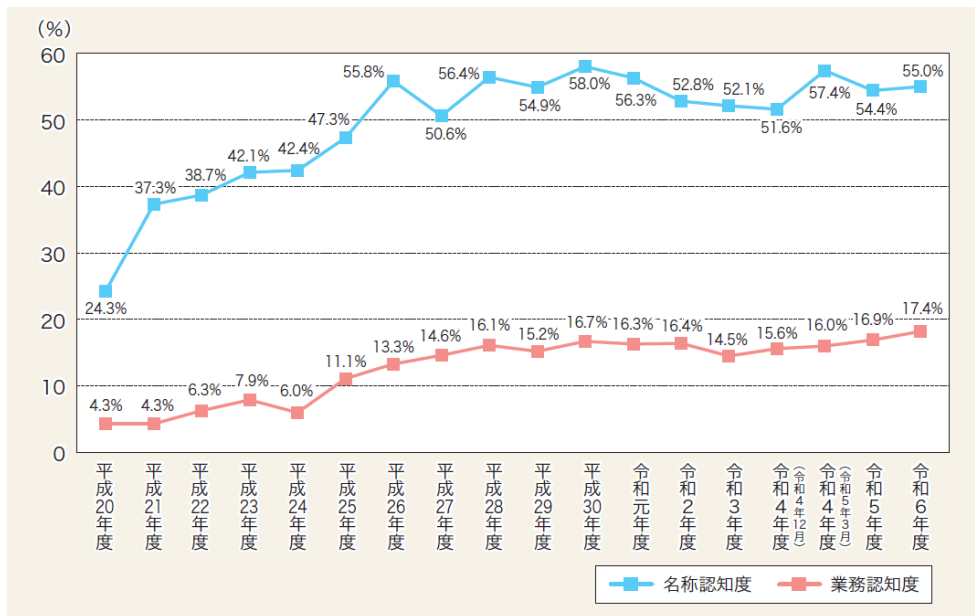
■ 認知状況の推移（平成20年度から令和6年度）

○ 名称認知度

「認知状況等調査」において、「名前は知っている・聞いたことがある」、「どんなサービスを提供しているか、ある程度知っている」、「利用したことがある」と回答した者の割合

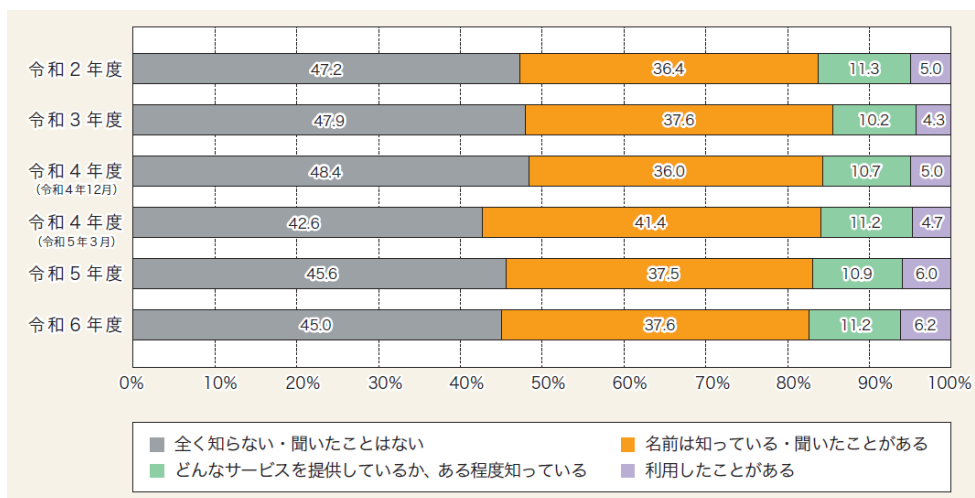
○ 業務認知度

「認知状況等調査」において、「どんなサービスを提供しているか、ある程度知っている」、「利用したことがある」と回答した者の割合。



※ 調査サンプルは、電話調査を行った平成20年度から平成25年度調査までは、男女1,100名。インターネット調査を行った平成26年度から平成29年度調査までは、男女4,700。平成30年度以降の調査は、男女4,500名。

■ 認知状況別の推移（令和2年度から令和6年度）



1 担い手確保・裾野拡大に向けた取組

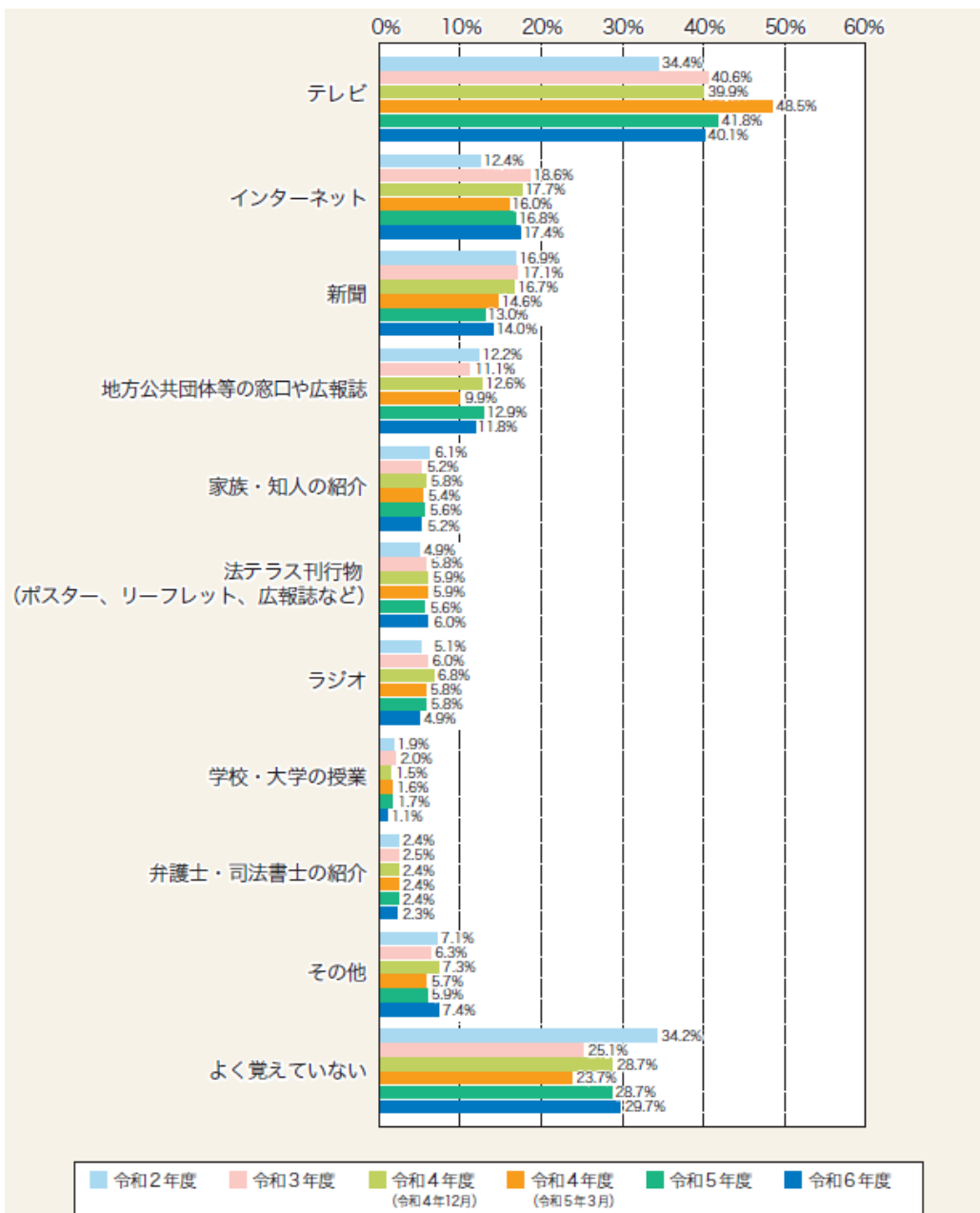
■ 性別・年代別認知度（令和6年度）

令和6年度の性別・年代別の調査において、名称認知度が最も高かったのは女性60代であり、業務認知度が最も高かったのは男性40代であった。

他方、名称認知度が最も低かったのは女性20代であり、業務認知度が最も低かったのは女性30代であった。

■ 認知経路（令和6年度）

法テラスを何で知ったか（認知経路）について尋ねた結果は、「テレビ（テレビ番組・テレビCM）」が最も高く、次いで「インターネット」であった。



(注1) 回答は複数回答である。

(注2) 令和6年度の「その他」には、「政府広報」、「駅構内の広告や電車・バスの車内広告」、「イベント（街頭・図書館・各種勉強会など）」なども含まれる。

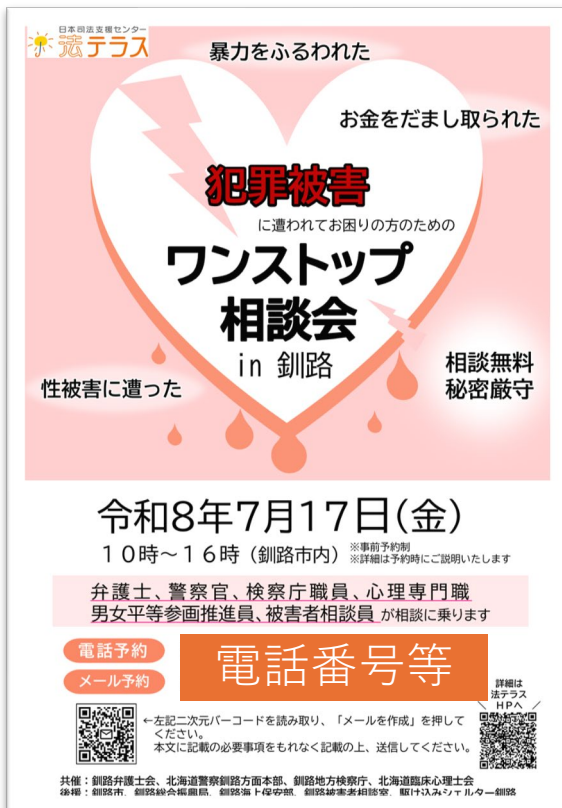
1 担い手確保・裾野拡大に向けた取組

■ 認知状況向上のための主な取組（令和6年度）

令和6年度に全国13か所で開催した弁護士、心理専門職、社会福祉士等が参加する「ワンストップ相談会」では、ホームページへの情報掲載やインターネット広告の配信による広報と併せて、開催地においてプレスリリースや記者レクを積極的にを行い、地元のマスメディアを通じた周知活動にも努めた。

令和6年9月20日から同月23日にかけて発生した令和6年奥能登豪雨の被災者支援として、同年12月25日に法テラス災害ダイヤルや被災者法律相談援助等に関する特設ページをホームページ上に設置し、X（旧Twitter）において投稿を開始した。同時にプレスリリースを行い、被災地の地元紙などに支援情報として掲載されるよう努めた。

その他、前年度に引き続き認知度の低い若年層向けにアプローチすることを意識して、Instagramによる広告配信を通年で実施し、認知度向上等を図った。



日本司法支援センター 法テラス

暴力をふるわれた
お金をだまし取られた
犯罪被害
に遭われてお困りの方のための
ワンストップ相談会
in 釧路
性被害に遭った
相談無料
秘密厳守

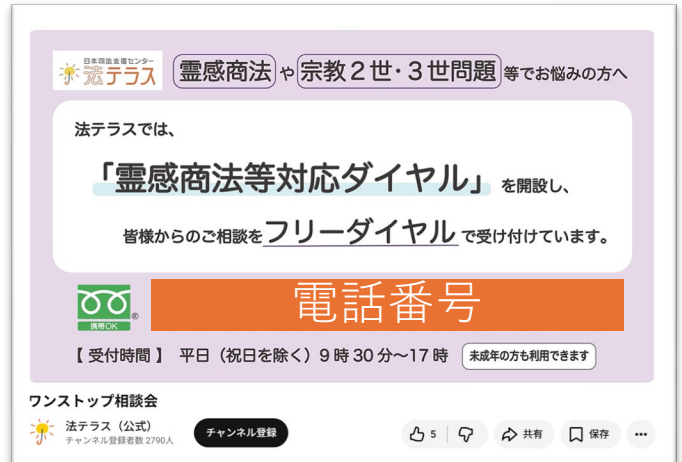
令和8年7月17日(金)
10時～16時(釧路市内) ※事前予約制
※詳細は予約時にご説明いたします

弁護士、警察官、検察庁職員、心理専門職
男女平等参画推進員、被害者相談員 が相談に乗ります

電話予約
メール予約
電話番号等

左記二次元バーコードを読み取り、「メールを作成」を押してください。
本文に記載の必要事項をのりなく記載の上、送信してください。

共催：釧路弁護士会、北海道警察釧路方面本部、釧路地方検察庁、北海道臨床心理士会
後援：釧路市、釧路総合振興局、釧路保健福祉局、釧路被害者相談室、釧路市男女平等参画推進員会



日本司法支援センター 法テラス

靈感商法 や 宗教 2 世・3 世問題 等でお悩みの方へ

法テラスでは、
「靈感商法等対応ダイヤル」 を開設し、
皆様からのご相談を **フリーダイヤル** で受け付けています。

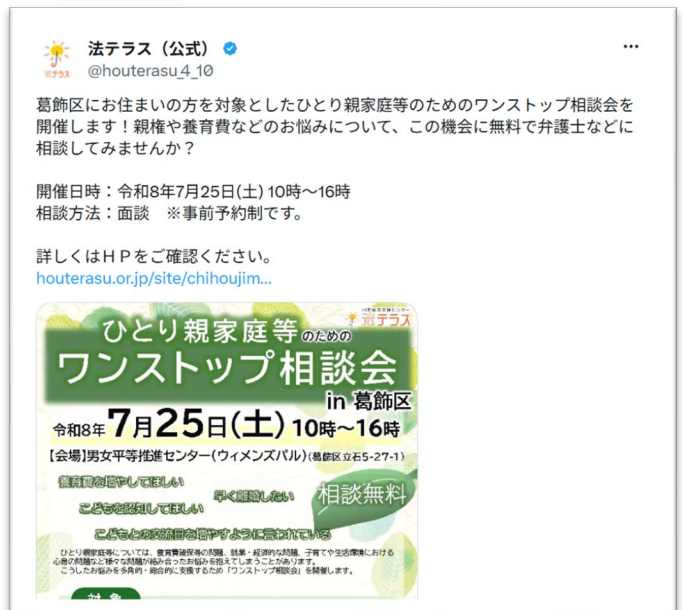
電話番号

【受付時間】 平日（祝日を除く）9 時 30 分～17 時 未成年の方も利用できます

ワンストップ相談会
法テラス（公式）
チャンネル登録者数 2790人

チャンネル登録

5 共有 保存



法テラス（公式）
@houterasu_4_10

葛飾区にお住まいの方を対象としたひとり親家庭等のためのワンストップ相談会を開催します！親権や養育費などのお悩みについて、この機会に無料で弁護士などに相談してみませんか？

開催日時：令和8年7月25日(土) 10時～16時
相談方法：面談 ※事前予約制です。

詳しくはHPをご確認ください。
houterasu.or.jp/site/chihoujim...

ひとり親家庭等のための
ワンストップ相談会
in 葛飾区
令和8年7月25日(土) 10時～16時
【会場】男女平等推進センター(ウィメンズパル) (葛飾区立石5-27-1)

匿名性を保ちたい
手帳を隠したい
相談無料

この場での相談内容を他者に話すように言われている

ひとり親家庭等については、教育費控除等の税制、結果・経済的な困難、子育てや生活環境における心身の困難など様々な問題が絡み合ったお悩みを抱えていることがあります。
こうしたお悩みを多角的・総合的に支援するための「ワンストップ相談会」を開催します。

(3) 法教育事業

■ 法テラスが実施する一般市民に向けた法教育事業

総合法律支援法の基本理念である「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現」するためには、利用者である国民が、法が社会の中で持つ機能・役割や、なぜ法が社会に必要なのかなどについて理解することが必要との観点から、平成22年度以降、法テラスでは情報提供業務の一環として法教育に取り組んでいる。

■ 法教育における2つの取組

令和4年度からは、法テラスの取組内容を、「法教育事業」と「法教育関連事業」の2つに位置付け、全国の地方事務所において、講演会、意見交換会、常勤弁護士を中心とした学校における出前授業等を行ってきた。

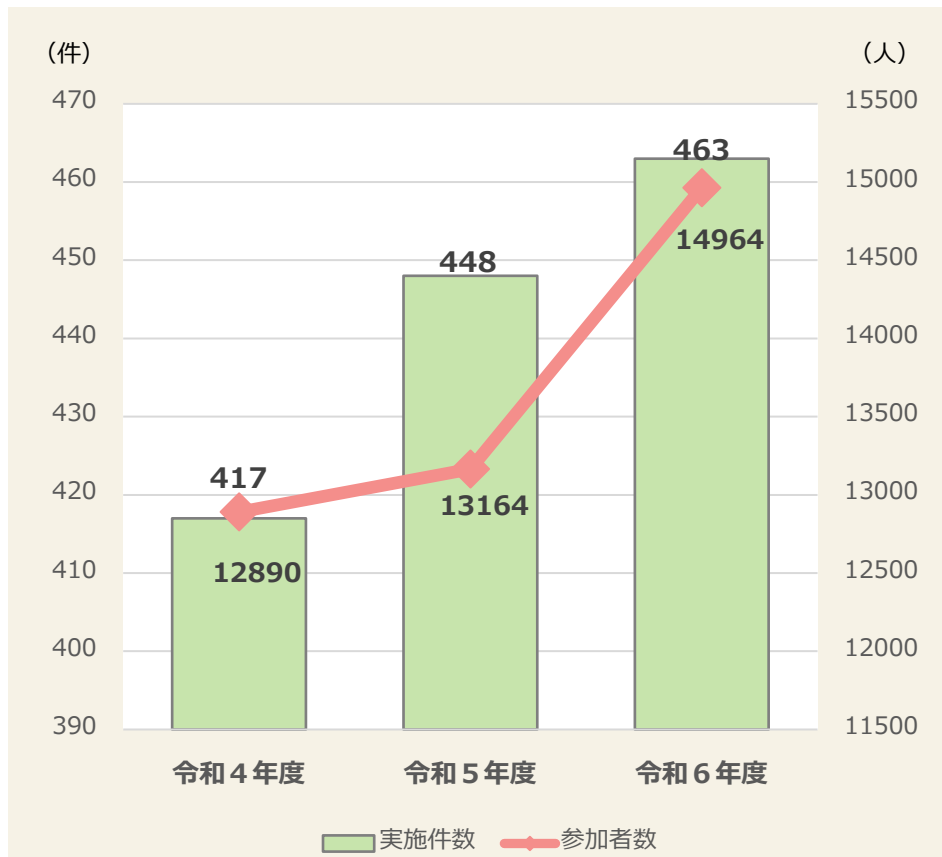
○ 法教育事業

一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的としたもの

○ 法教育関連事業

関係機関職員等を対象に一般市民の支援に資することを目的としたもの

■ 法テラスにおける法教育事業等の実施状況（令和4年度から令和6年度）



■ 令和6年度における法教育事業等の取組

一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的として、全国各地で合計262回の法教育を実施した。全国の地方事務所において、講演会や、常勤弁護士を中心とした学校における出前授業のほか、新型コロナウイルス感染症対策として導入したオンライン形式による開催を併用しつつ、集合形式による開催も全国で展開し、一般市民へ広く参加を呼び掛ける企画を増加させた。

■ 取組の具体例

① 本部と地方事務所が連携して開催した法教育：千葉

千葉地方事務所では、近時、犯罪の組織化・凶悪化が顕著になり、市民が犯罪に巻き込まれる可能性が高まっていることや高齢者を狙った強盗被害が連続して発生したことなどから、犯罪被害者等を対象としたワンストップ相談会を契機に千葉県警と密な連携が構築されたこともあり、千葉県警と共催して、犯罪被害者支援に関する法教育イベントを本部と協力して開催した。



生命身体犯と高齢者を狙った財産犯という2つのテーマを軸に、それぞれの被害類型に関する知識を正しく理解できるよう3部構成での開催とした。1部では「刑事事件と犯罪被害者支援」に関する基調講演と「千葉県警における犯罪被害者等支援の取組」の説明、2部では「高齢者を対象とした最新の犯罪手口と対策」についての講演を行った。続く3部では、仮想事例を用いて生命身体犯に関する刑事事件の流れを想定したパネルディスカッションを行い、事件が起こった際に弁護士、警察、カウンセラー、検察、矯正局及び法テラスが、どのように犯罪被害者支援に関わることができる

のかを各立場のパネラーが議論するとともに、犯罪被害者支援における課題や今後あるべき支援方法について意見交換を行った。犯罪被害の予防の観点からではなく、実際の犯罪被害に視点を置くことで、より具体的な支援を参加者に伝えることができた。

参加者からは「講師の方々の熱意がとてもよく伝わり、大変分かりやすかった」「弁護士、カウンセラー、警察等が、1つの事件にどう関わっているかが理解でき、貴重な機会となった」などの感想が寄せられた。



② 大学生へ向けた法教育：鹿児島

鹿児島地方事務所では、令和3年度より、鹿児島大学が実施している「ルールや専門職に学ぶ社会や地域」という授業科目の中で講義を行っている。

社会生活・経済生活を支える専門職・機関の実態を学生に伝えることにより、学生の社会的な見識を広めることや、職業意識の向上を目的としていることから、法テラスの概要や業務説明だけでなく、それぞれの職員（新入社員や管理職等）の実際の業務内容、キャリアや経験談、採用情報、就職過程を組み込んだ内容としている。

受講した学生からは、「自らが事件等に巻き込まれて、相談できる場所に困った際の最初の相談ポイントであると知り、一般人と弁護士や司法書士とを結ぶ仲介役がいるのはとても心強いと感じた」、「法テラスは資格・学部を問わずエントリーが可能であるため、法学コースでない私の選択肢にもなり得ることを知り、進路の幅が広がった」等の感想が寄せられ、若年層への法テラスの認知度・理解度を上げるとともに、リクルート面でのアプローチも行うことができる良い機会となっている。

③ ひとり親の方へ向けた茶話会形式による法教育：旭川

旭川地方事務所では、例年、旭川市社会福祉協議会（母子家庭等就業・自立支援センター）と連携して地域住民の方を対象とした法教育セミナーを実施している。令和6年度は、同協議会と検討を重ね、「母子・父子家庭への支援」をテーマとして、美瑛町民センターにおいて、ひとり親の方を対象に茶話会形式で実施した。

敷居が高く、堅苦しく、形式ばったイメージを払拭するため、法テラス旭川法律事務所の西田更良常勤弁護士も参加者と一緒に料理の準備段階から参加し、調理後は食事と共にしながら、参加者からの質問等を受け付けた。料理開始当初は参加者も緊張で言葉が少なかったが、共に料理をする中で徐々に打ち解けていき、弁護士への質問も出るようになった。

参加者からは「今までは相談に大きな力ベを感じていたが、困っていることがあったら、まずは相談してみたいと思った」「困った人がいたら法テラスをお勧めしたいと思った」などの感想が寄せられた。

④ 映画上映会を用いた法教育：青森

青森地方事務所では、青森市福祉部高齢者支援課との共催及び青森市医師会・青森県介護福祉士会・青森県社会福祉士会・青森県精神保健福祉士協会の後援により、認知症講座として映画『オレンジ・ランプ』上映会を実施した。

上映会場の受付周辺スペースにおいて、認知症の発症リスクが高まるといわれている難聴に気づくための「聞こえのセルフチェック」ブースが設置され多くの参加者が利用した。

また、映画上映前には、法テラス職員による業務説明や青森市職員による認知症サポーターが行っている支援活動などの紹介を行った。当日は、自治体や地域包括支援センターの広報協力があつたことにより幅広い年代の方が多数来場された。

参加者からは「認知症に対する理解が深まった」「認知症に対するイメージが変わった」「認知症の方への向き合い方の参考になった」「法テラスのことを知ることができてよかった」など多くの好意的なアンケート結果を得ることができた。



⑤ 高校生へ向けた法教育：山梨

山梨地方事務所では、山梨県内の公立高校から、「いじめ」をテーマにした法教育授業を行ってほしいとの依頼を受けた。そこで、山梨県弁護士会所属の弁護士に講師を依頼し、高校1年生から3年生までの約670名を対象に、45分間の授業を行っていただいた。全校生徒に一度にリアルタイムで聴講させたいという意図から、1年生は集合形式で弁護士から直接話を聞き、2、3年生は教室でオンライン形式をとることとなった。生徒たちは、「いじめ＝人権侵害」であること、いじめが民事責任だけでなく刑事責任にも問われる可能性があること、いじめによって人の命が失われることなど、具体的な事例にも触れながら解説する弁護士の話に真剣に耳を傾けていた。

授業のあと、生徒にお願いしたアンケート結果では、いじめる者・いじめられる者・傍観者でいることの思いなど様々な視点からの意見・感想が寄せられた。またこの授業が、今後、法的トラブルに遭遇した時に「役立つと思う」「やや役立つと思う」と感じた生徒が94%にのぼり、多くの若者に必要な法教育を提供することができ、かつ、人権について深く考えてもらうきっかけとなった。

(4) 法曹養成段階における公共的活動の意義の普及

■ 司法修習への協力

○ 選択型実務修習（全国プログラム）

法テラスでは、各地の法律事務所において、司法研修所が提供する選択型実務修習（全国プログラム）の受入れを行っている。例年、多数の司法修習生が、それぞれ1～2週間程度、各地の法律事務所で常勤弁護士に付いて、司法ソーシャルワークや刑事弁護などについての知見を深めている。

第78期司法修習生受入実績

提供プログラム数：89件

受入れ人数：97人

○ その他

法テラスの各地の法律事務所では、上記のような全国プログラムへの協力の他に各地の弁護士会提供の選択型実務修習の受入れなども行っている。また、常勤弁護士が兼業として司法研修所の弁護教官となった例もある。

■ 法科大学院との協力

○ エクスターンシップ

法テラスの各地の法律事務所では、司法修習生のほかに法科大学院生のエクスターンシップも受け入れている。常勤弁護士の活動を法科大学院生に見てもらうことにより、実務の体験とともに公益的活動の意義についても学ぶ機会を提供している。

令和7年度エクスターンシップ実習受入実績

法科大学院数：14校

受入れ学生数：57人

○ 法科大学院生等への講義・業務説明

法テラスでは、法科大学院の講義等へ常勤弁護士を派遣し、業務説明や公益活動についての説明を行っている。また、法科大学院生や司法修習生の事務所訪問も受付けている。

令和7年度講義等

実施数：6回（本部が把握しているものに限る。）

参加者数：約530人

2 担い手の定着・活動環境の整備に向けた取組

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 異動等の実情と離職者軽減に向けた取組 | 15 |
| (2) 法テラスの事務所の体制の実情 | 20 |

2 担い手の定着・活動環境の整備に向けた取組

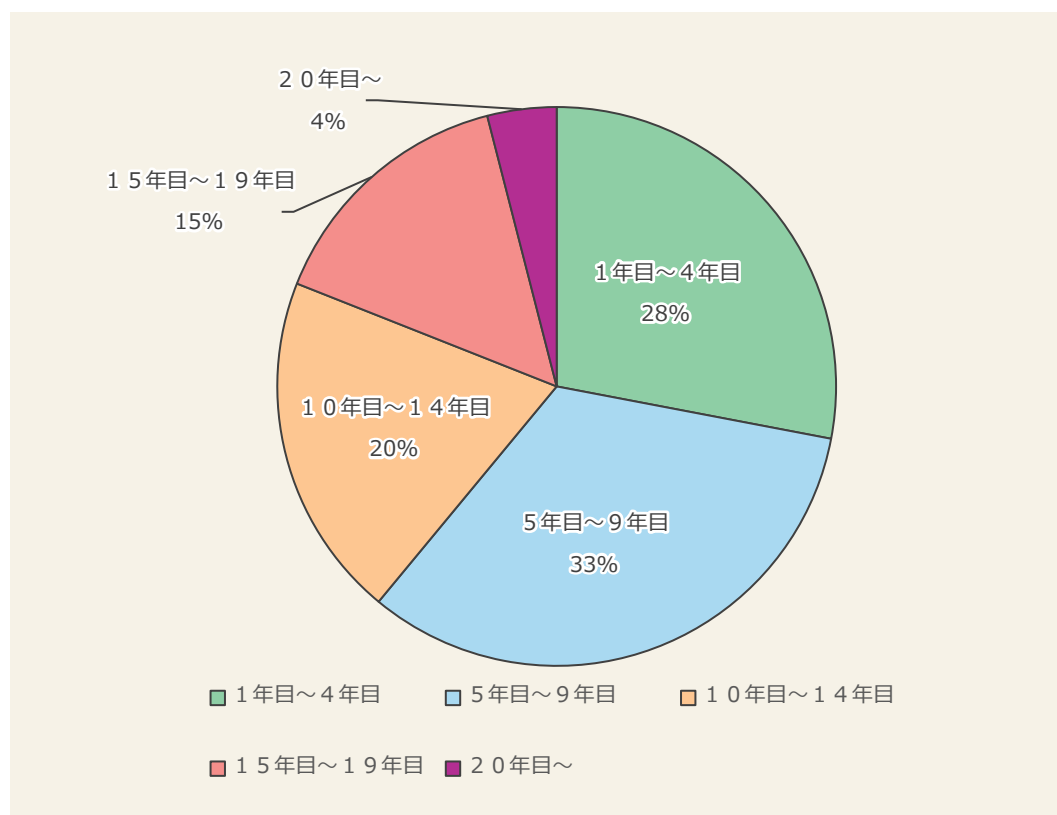
(1) 異動等の実情と離職者軽減に向けた取組

■ 常勤弁護士の異動に関する実情

①基本的な異動期間	○ <u>司法修習終了後5年間</u> 1年目 養成事務所 2～3年目 併設事務所 or 地域事務所 4～5年目 併設事務所 or 地域事務所（※1） ○ <u>その後 原則3年間ごとに異動（※2）</u> ※1 最初5年間の異動は、併設事務所と地域事務所の双方を早期に経験する必要を考慮したものであるため、原則として4～5年目は2～3年目に赴任していない形態の事務所に赴任することになる。 ※2 原則3年間という期間は、安定した弁護士業務のための期間と赴任の公平性とのバランスから設定している。 ※3 中途採用の者などは、これとは異なる場合がある。
②弁護士の異動希望の考慮	ほとんどの常勤弁護士の希望を何らかの形で反映させている。 ※ 毎年全ての常勤弁護士から異動に関する希望を聴取し、異動先・異動時期の希望は極力反映させている。 ※ 赴任期間についても、業務上の必要性又は育児や親族の介護等の必要性など特段の理由と希望があれば期間途中の異動や同地での延長にも対応する。
③採用後、シニア常勤弁護士になるまでの間における転居を伴う異動の最小回数（理由）	1回 （主な理由：災害対応、後進育成、広域のマネジメント等）
④異動があることによる担い手確保への影響	○リクルートイベントのアンケート（「仮にあなたが常勤弁護士に応募を検討する場合、応募に当たってのハードルがあれば教えてください。」という質問）では、「転勤があること」が応募のハードルとなるとの回答（選択式）はある。 ○本人にハードルはなくとも、異動について家族の理解が得られず採用を辞退するケースもある。 ○他方で、「異動」という制度によるものでなければ自ら地方（離島を含む。）に行くことはなかったため、良い経験になっているとの意見もある。
⑤異動に関する取組の実情	○ <u>退職防止のための取組</u> ・毎年全ての常勤弁護士から希望を聴取 → 極力本人の希望を反映させる人事 ・異動先や異動時期を「命令」ではなく、事前打診と協議の上、合意により決定している。 ・柔軟な例外運用（育児、介護等） ・毎年4月に「キャリア説明会」を実施 → 運用の説明と周知により不安を軽減 ○ <u>採用時点での取組</u> ・上記の取組を採用説明会においても丁寧に説明

■ 常勤弁護士の経験年数別構成

現在の常勤弁護士の経験年数別構成は、若手が多い傾向にあるものの、経験1年目～4年目の特に若手の弁護士が3分の1弱、5年目～9年目の弁護士が3分の1程度、10年目以上のベテラン弁護士が3分の1強とバランスのとれた構成となっている。なお、ベテランの弁護士の中には、弁護士として一定年数働いた後に職務経験者として法テラスに採用された者や他の法曹から常勤弁護士となった者もいる。



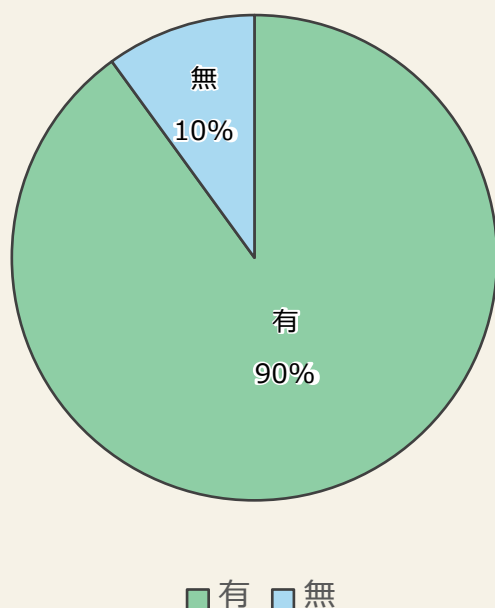
2 担い手の定着・活動環境の整備に向けた取組

■ 退職した常勤弁護士の概況

常勤弁護士は、退職後も弁護士を続けることが多く、地域における公益活動の主要な担い手となっている場合もある。また、リクルートの観点からも常勤弁護士退職後の進路については、関心を持たれているところである。

そこで、平成29年度から令和7年度までの退職者（合計200人）について調査を行ったところ令和8年6月時点では下記のような結果となった。

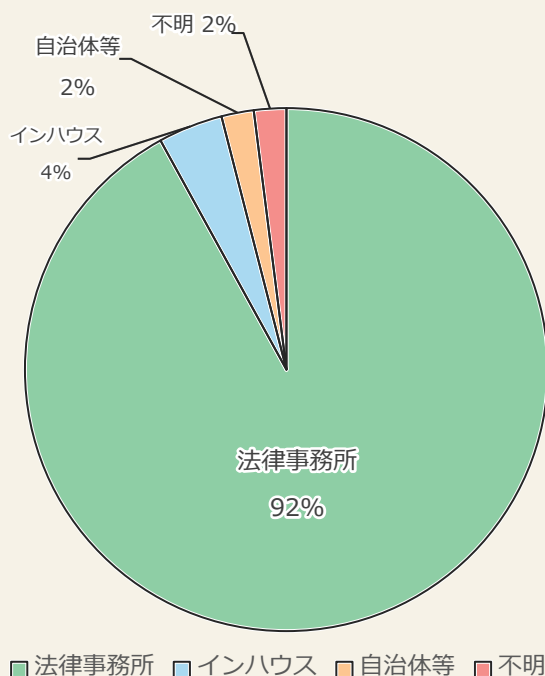
○ 退職後の弁護士登録の有無



・法テラスを退職した元常勤弁護士の9割が、弁護士登録をしていた。

・登録をしていない者の中には、弁護士登録をせずに自治体職員や民間企業の法務部門で働いている者も含まれている（自治体職員等が所属先の法的問題について対応するのであれば、必ずしも弁護士登録をする必要はないため。）。

○ 現在弁護士登録している者の所属先

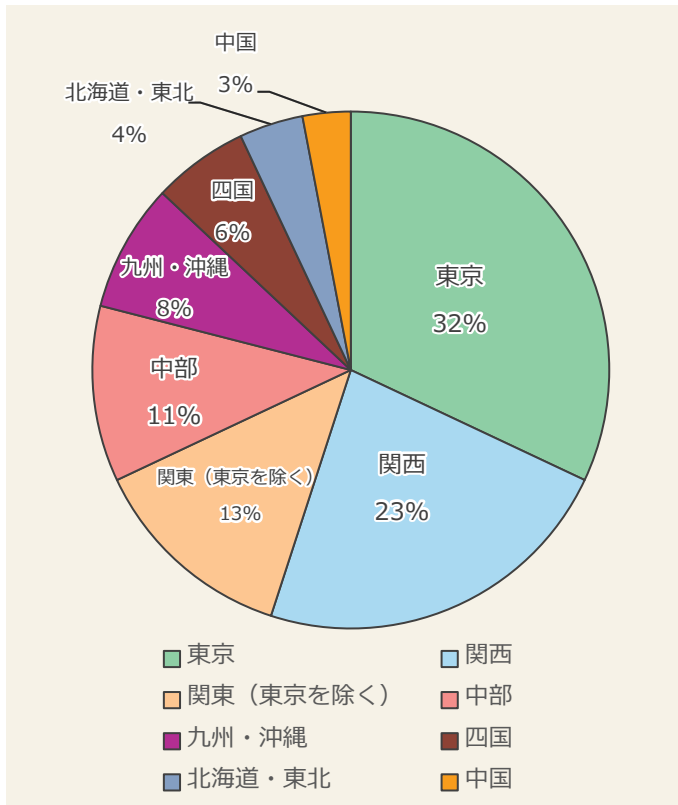


・退職後は、法律事務所に所属している者が多い傾向にある。

・インハウスや自治体職員となった後も弁護士登録をしている者もいる。

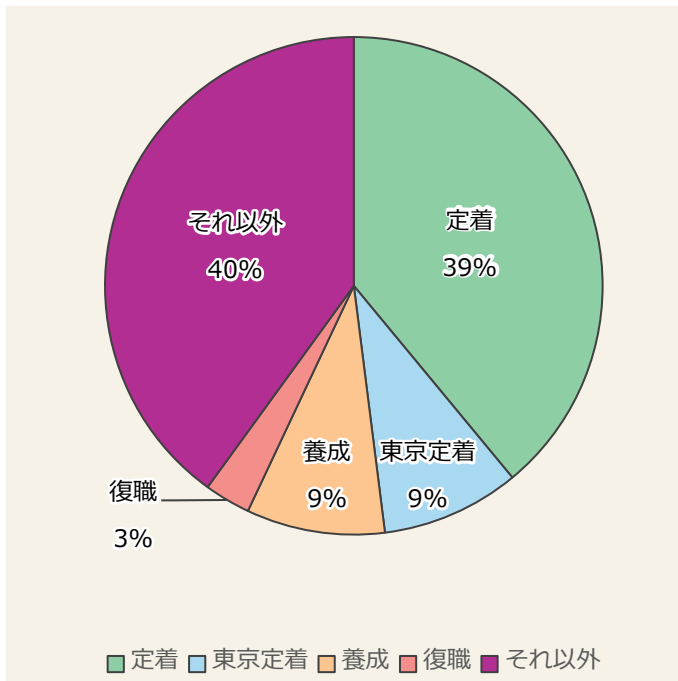
2 担い手の定着・活動環境の整備に向けた取組

○ 元常勤弁護士の登録会の状況



・現在弁護士登録をしている元常勤弁護士の登録弁護士会の状況をみると、東京三会に所属している者が多い傾向にあるものの、半数以上が関東圏以外の弁護士会に所属している。

○ 現在弁護士登録している者の所属先



・退職時点の所属弁護士会と令和8年6月時点の所属弁護士会を比較し、同じ弁護士会に所属している者（東京三会所属を除く。）を「定着」と整理した場合、3分の1以上の元常勤弁護士が定着をしている。

・「養成」には、退職後に養成事務所（常勤弁護士となって1年目に赴任に向けた指導を受けた法テラス以外の法律事務所）に戻って執務している者を区分している。養成事務所は、関東圏以外にも多数存在している。

2 担い手の定着・活動環境の整備に向けた取組

■ 職員の異動に関する実情

①基本的な異動期間	○ 新人期（採用後おおむね6年間） 最初の地方事務所 2～3年間 規模が異なる地方事務所 3～4年間 複数の事務所で民事法律扶助・国選を始めとした主要な業務について一通りこなせる能力を身につける。 ○ 中核期（採用後おおむね7年目以降） 後輩や部下を指導・育成する能力を身につける。希望を考慮しつつ、異動にはある程度柔軟に対応する。 ○ 管理職準備期（採用後おおむね18年目以降） 管理職に必要な経験を積み、4級昇格時にスムーズに力を発揮できる能力を身につける。希望を考慮しつつ、必要な異動はあり得る。 ○ 4級昇格（採用後おおむね20年目以降） 支部事務局長や地方事務所課長を経験し、地方事務所事務局長として力を発揮できる能力を身につける。4級ポスト次第で異動はある。 ※転任については、職員が同一事務所に長期間勤務することによる弊害の防止等に考慮するとともに、職員に多様な勤務機会を付与することにより、センターを取り巻く課題への対応を経験させ、職員の視野の拡大及び管理能力の養成を図るものとする。
②職員の異動希望の考慮	職員個々のキャリア形成とライフイベントに配慮したものとなることを目指す。 ※毎年度、人事希望調査書（職員の能力や経験の把握、今後スキルアップしていきたいこと、転勤の際に把握しておくべき様々な事情や配慮すべき点について記載）を提出させている。 ※転勤特例制度を整備し、未就学児の養育をしている職員や親族の介護等をしている職員においては、特定地域での居住を前提とする勤務希望の申し出ができる。
③中核期以降の職員の転居を伴う異動の最小回数（理由）	0回 ○職員の病気、育児、介護等の転勤に応じられない相当な事情が認められるケース。 ○他の職員の退職や異動等、当該職員を異動させてしまうと地方事務所の業務運営に支障を来たすおそれがあるケース。
④異動があることによる担い手確保への影響	内定辞退者の就職先は地方公務員等であり、辞退理由を照会すると、異動がネックである旨の回答が多数ある
⑤異動に関する取組の実情	○ ブロック内異動 職員の異動範囲を希望するブロック内（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州）を原則とするもの。 ○ ブロック別中途採用試験 異動希望者の少ないブロックにおける職員採用試験を実施し、同ブロック内での勤務を希望する職員を増加させることで、別のブロックからの（希望していない）異動職員を減少させる取組も実施している。

2 担い手の定着・活動環境の整備に向けた取組

(2) 法テラスの事務所の体制の実情

■ 各事務所の区別・役割

本部（東京）、コールセンターのほか、全国103か所に事務所を設置。

地方事務所、支部、出張所、地域事務所の4種類があり、それぞれの設置の目的により、扱う業務の範囲が異なる。

① 地方事務所

地方裁判所の本庁所在地に設置し、法テラスの全業務を行う。

② 支部

人口や裁判事件数が多い都市に設置し、法テラスの5つの主要業務を行う。

③ 出張所

東京（上野、八王子）、大阪（堺）に設置し、民事法律扶助業務や情報提供業務を行う。その他に、東日本大震災の被災者支援のための被災地出張所も設置。

④ 地域事務所

弁護士・司法書士の数が少ないなどの理由で法律相談サービスが行き届かない地域に設置し、常勤弁護士が常駐する。

⇒ 弁護士へのアクセスが困難な場所に設置する司法過疎地域事務所と、民事法律扶助事件や国選弁護等事件を取り扱う弁護士が少ない地域に設置する扶助・国選地域事務所に区別される。

⑤ 法律事務所

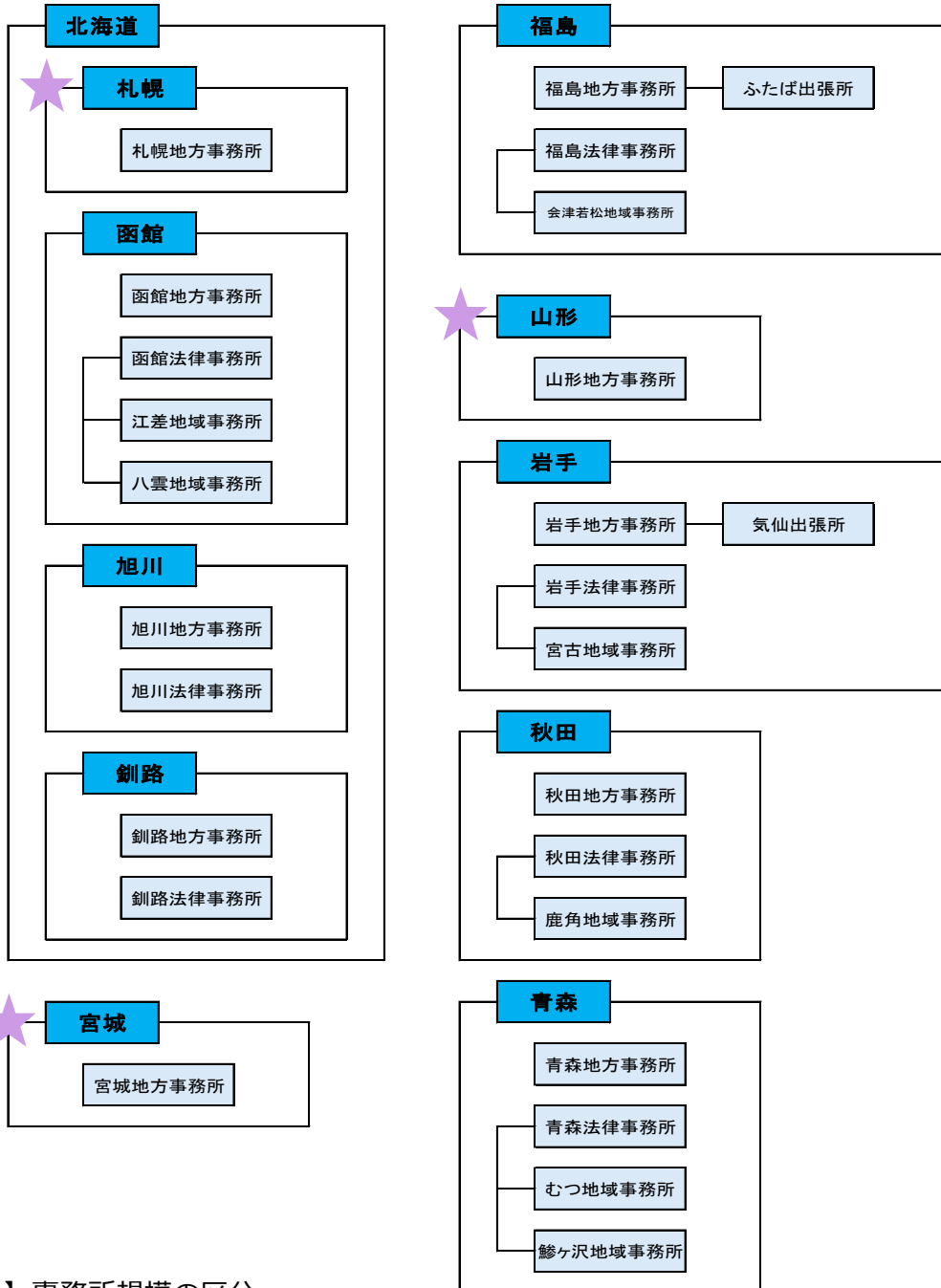
地方事務所又は支部に併設し、常勤弁護士による法的サービスの提供等を行う。

事務所の種類	① 地方事務所 (本所)	② 支部	③ 出張所	④ 地域事務所	
				司法過疎地域事務所	扶助・国選地域事務所
正式名称	日本司法支援センター 〇〇地方事務所	日本司法支援センター 〇〇地方事務所 △△支部	日本司法支援センター 〇〇地方事務所 △△出張所	日本司法支援センター 〇〇地方事務所 △△地域事務所	
通称	法テラス〇〇 例：法テラス東京	法テラス△△ 例：法テラス多摩	法テラス△△ 例：法テラス上野	法テラス△△ 例：法テラス佐渡	
扱う業務	法テラスが行う全ての業務	法テラスが行う5つの主要業務	民事法律扶助業務等	法律サービス全般（有償による法律相談・事件の受任も含む）	民事法律扶助・国選弁護等関連業務
設置場所	全国に50か所 都道府県庁所在地(47か所)のほか、北海道に3か所(函館、旭川、釧路)	全国に11か所 川越(埼玉)、松戸(千葉)、多摩(東京立川)、川崎・小田原(神奈川)、浜松・沼津(静岡)、三河(愛知)、姫路・阪神(兵庫)、北九州(福岡)	全国に5か所 上野・八王子(東京)、堺(大阪) (震災対応) 気仙(岩手)、ふたば(福島)	34か所 八雲・江差(函館)、むつ・磐ヶ沢(青森)、宮古(岩手)、鹿角(秋田)、会津若松(福島)、牛久(茨城)、秩父(埼玉)、佐渡(新潟)、魚津(富山)、中津川・可児(岐阜)、下田(静岡)、福知山(京都)、南和(奈良)、倉吉(鳥取)、浜田・西郷(島根)、安芸・須崎・中村(高知)、平戸・対馬・杵岐・五島・雲仙(長崎)、高森(熊本)、延岡(宮崎)、鹿屋・指宿・奄美・徳之島(鹿児島)、宮古島(沖縄)	3か所 下妻(茨城)、熊谷(埼玉)、佐世保(長崎)

2 担い手の定着・活動環境の整備に向けた取組

■ 地域ごとの各事務所数

○ 北海道・東北ブロック



【参考】事務所規模の区分

(大規模) 東京地方事務所、大阪地方事務所

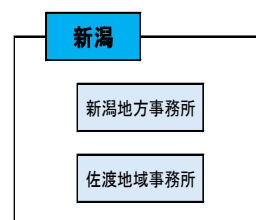
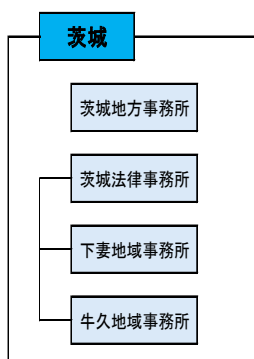
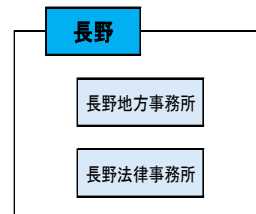
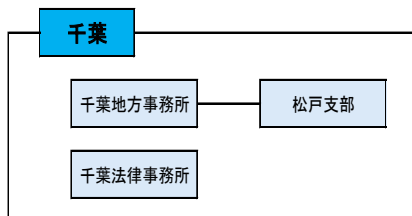
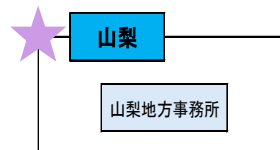
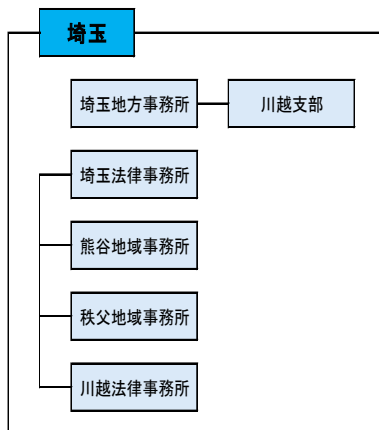
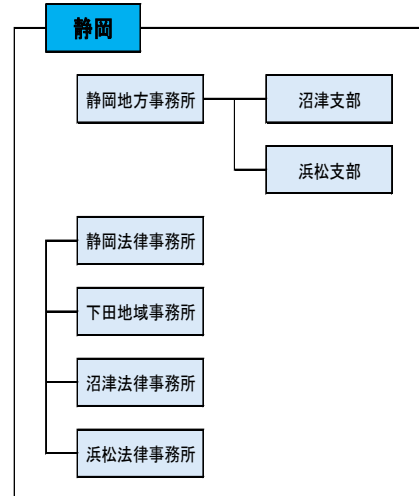
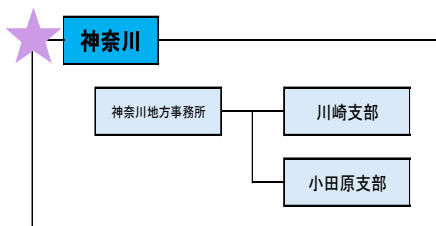
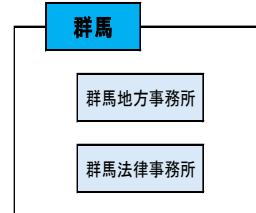
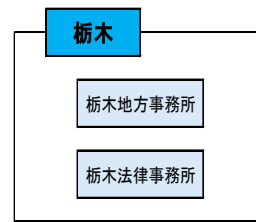
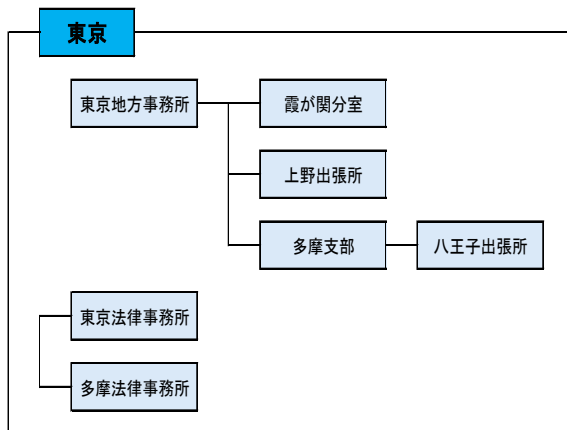
(中規模) 神奈川地方事務所、埼玉地方事務所、千葉地方事務所、静岡地方事務所、京都地方事務所、兵庫地方事務所、愛知地方事務所、広島地方事務所、福岡地方事務所、宮城地方事務所、札幌地方事務所

(小規模) その他の地方事務所

※★マークの付いている地方事務所は、常勤弁護士未配置

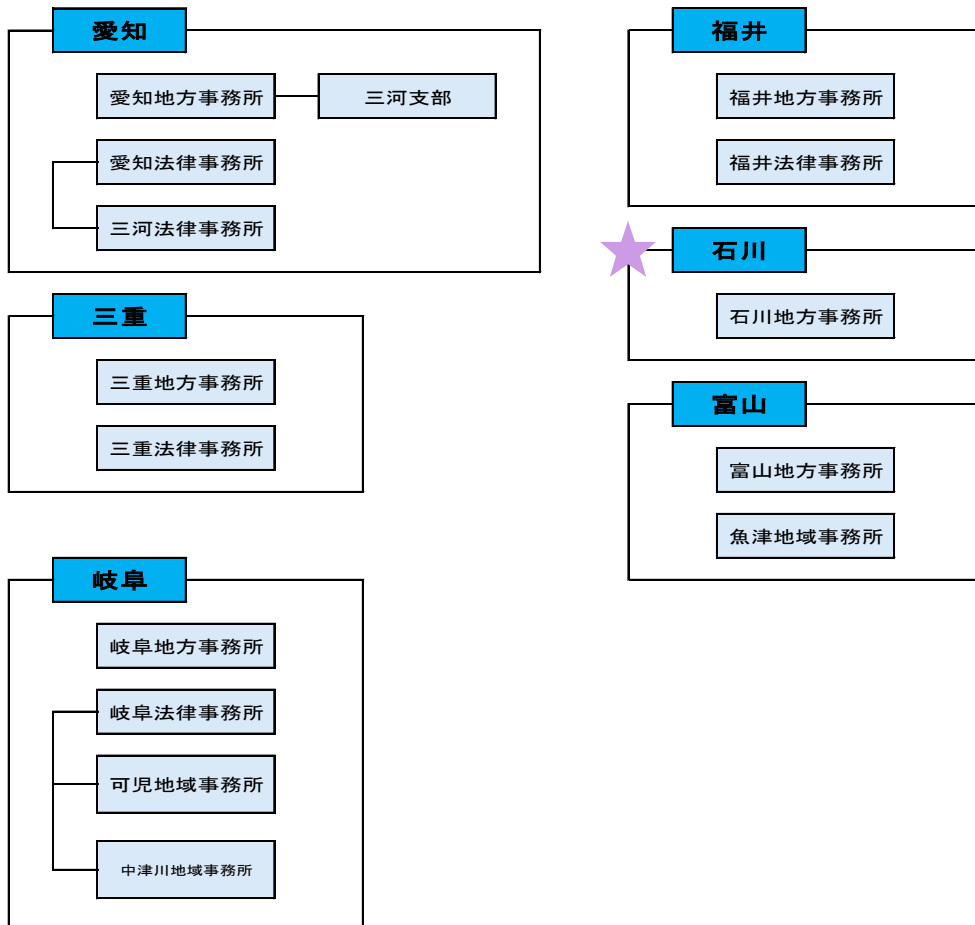
2 担手の定着・活動環境の整備に向けた取組

○ 関東ブロック

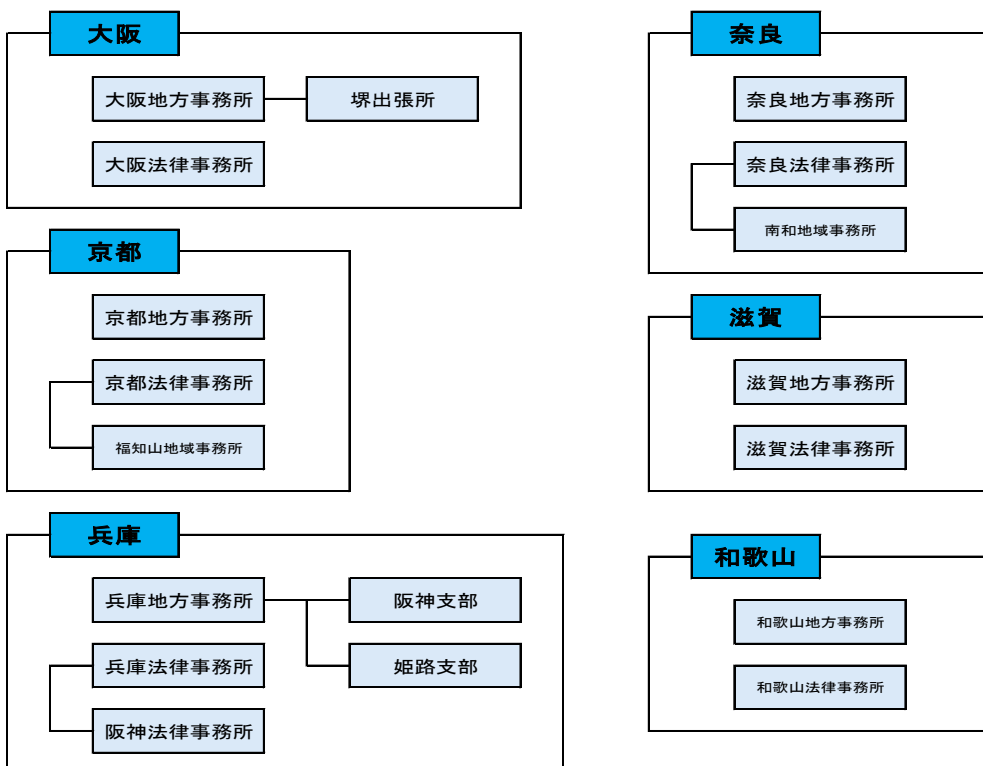


2 担手の定着・活動環境の整備に向けた取組

○ 中部ブロック

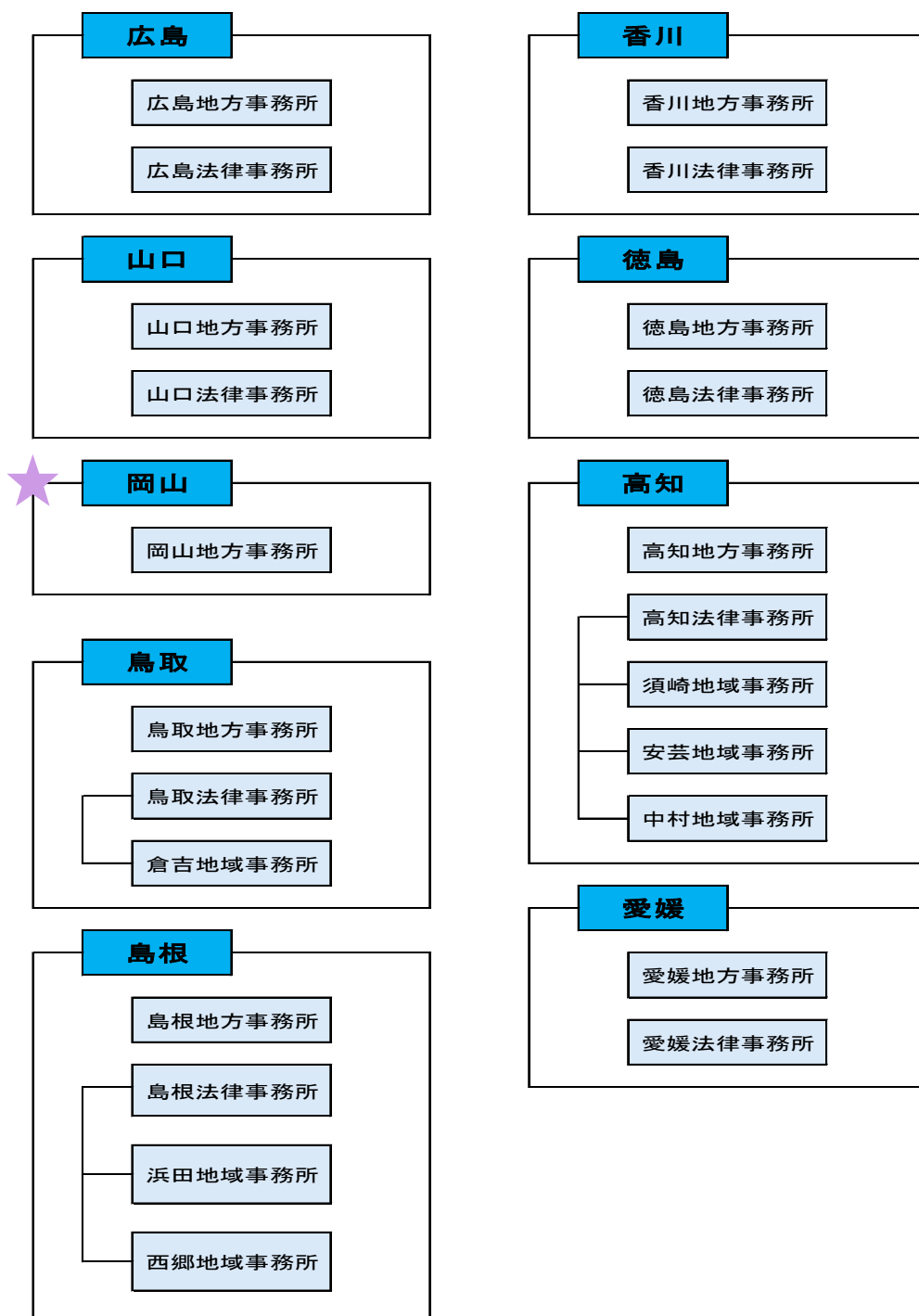


○ 近畿ブロック



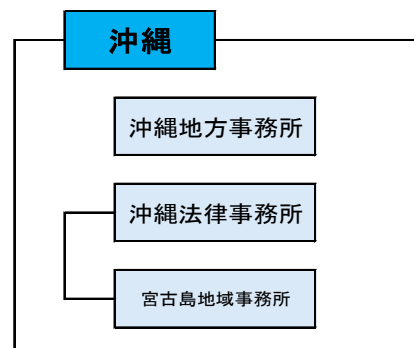
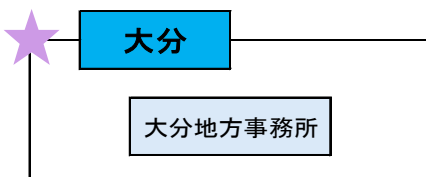
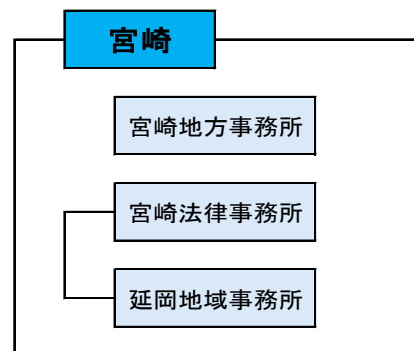
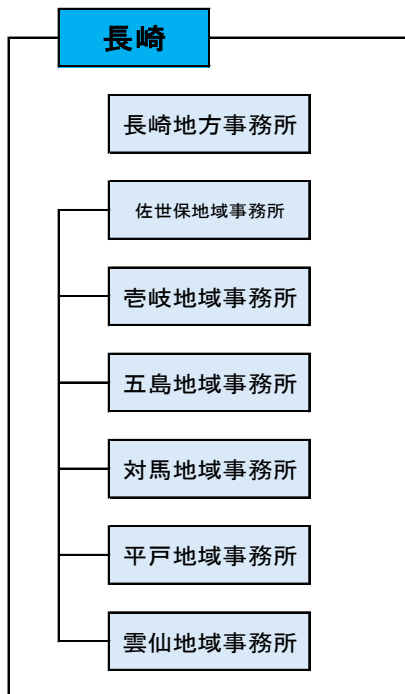
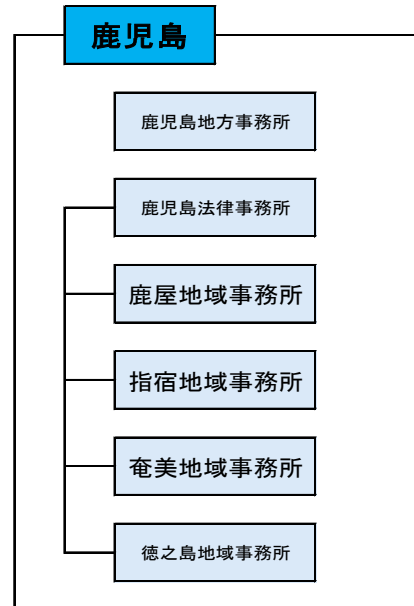
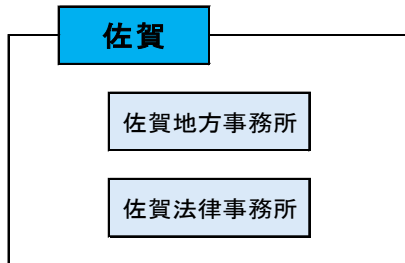
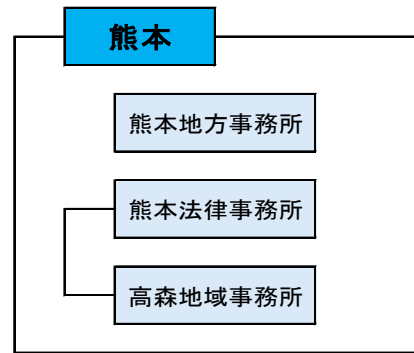
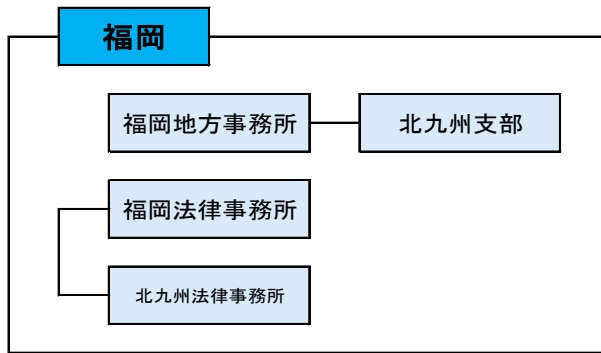
2 担手の定着・活動環境の整備に向けた取組

○ 中国・四国ブロック



2 担い手の定着・活動環境の整備に向けた取組

○ 九州ブロック

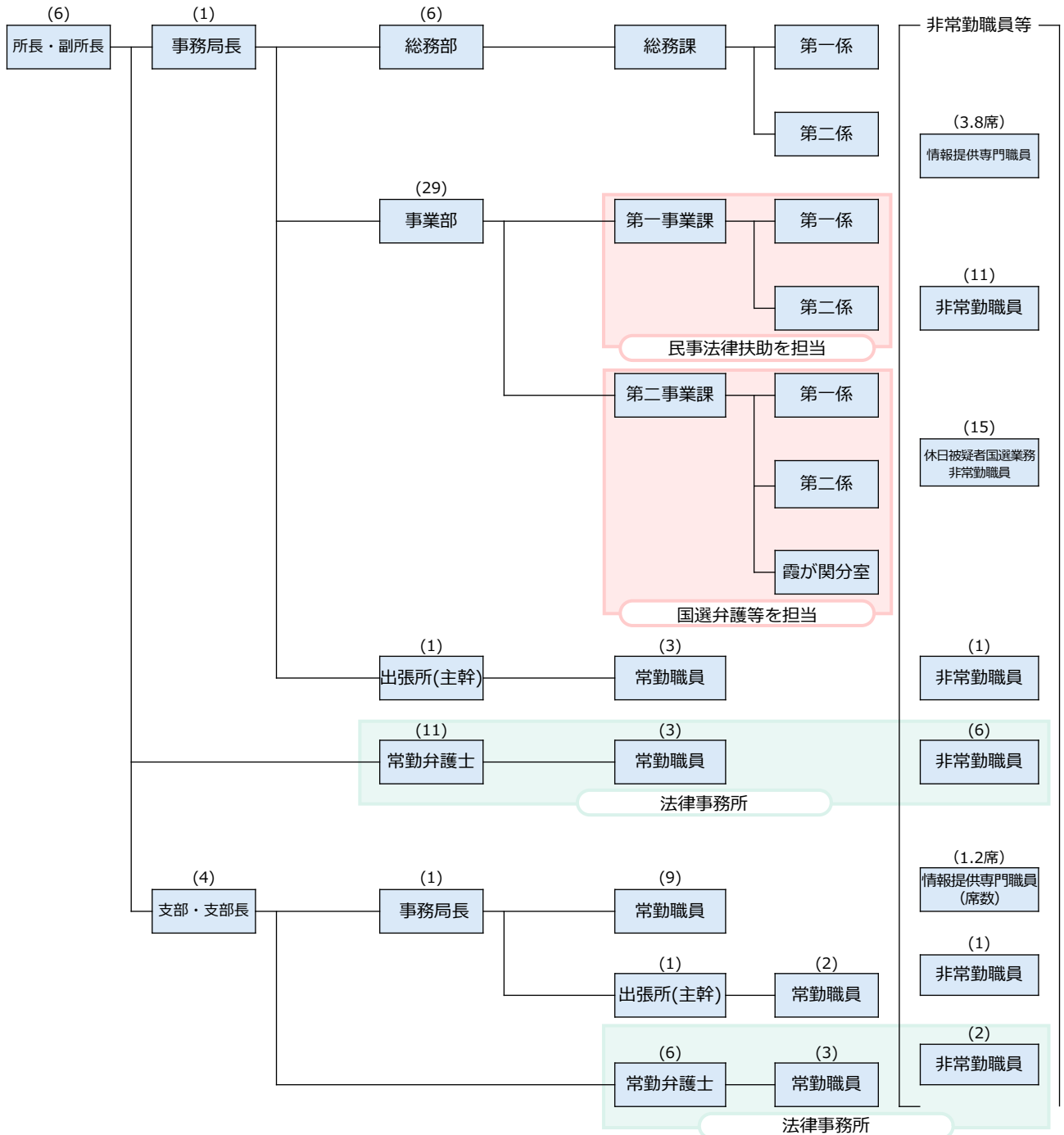


2 担い手の定着・活動環境の整備に向けた取組

■ 各事務所の体制図

○ 大規模事務所：東京地方事務所、多摩支部

職員数97名（所長・副所長、情報提供専門職員、休日被疑者国選業務非常勤職員を除く。）

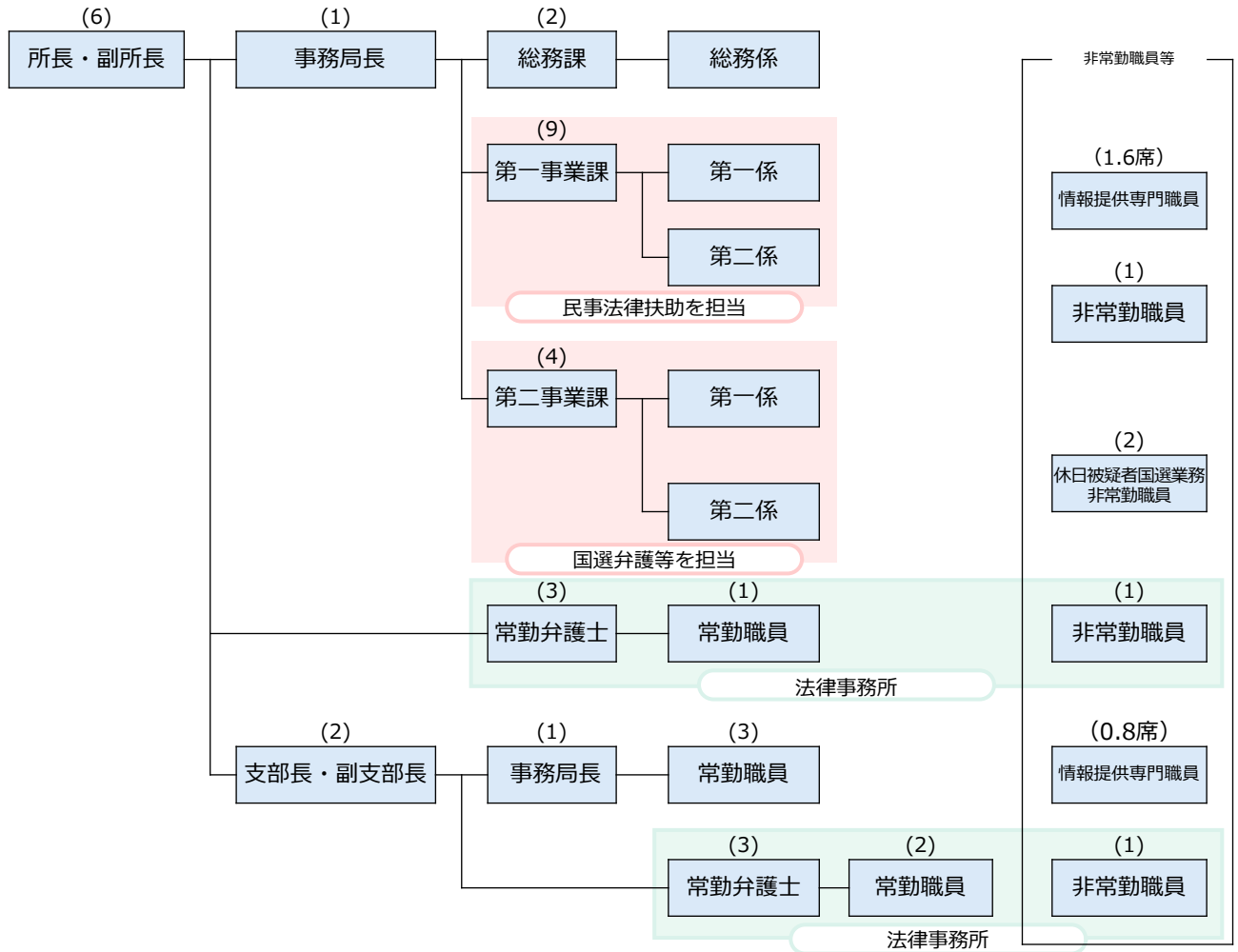


※ () 内は人数等

2 担い手の定着・活動環境の整備に向けた取組

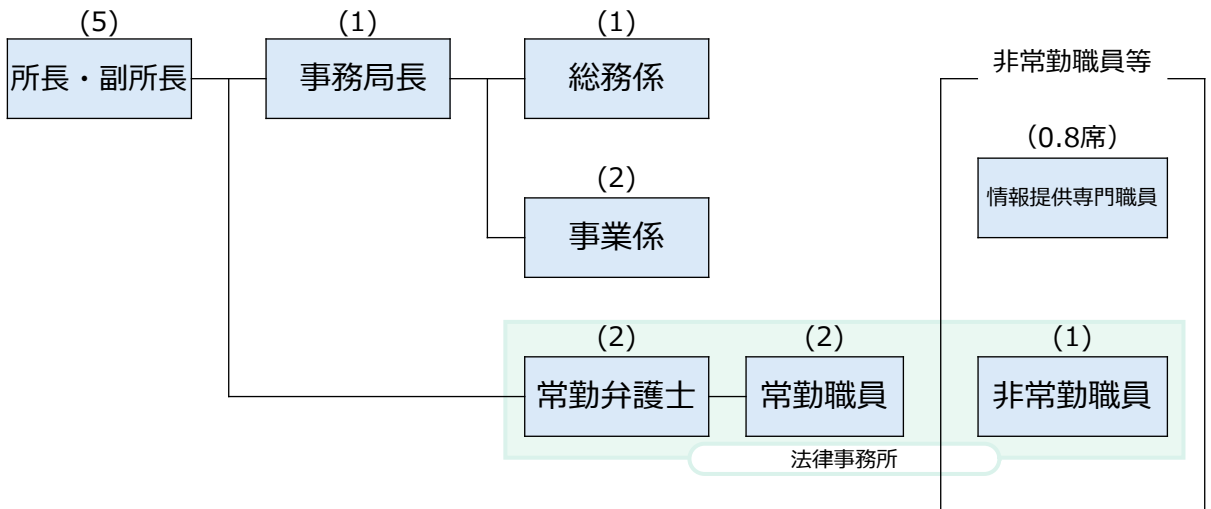
○ 中規模事務所：愛知地方事務所、三河支部

職員数32名（所長・副所長、情報提供専門職員、休日被疑者国選業務非常勤職員を除く。）



○ 小規模事務所：愛媛地方事務所

職員数 9 名（所長・副所長、情報提供専門職員を除く。）



※ () 内は人数等

添付資料 1 国選弁護人報酬

被疑者国選弁護事件の基礎報酬及び多数回接見加算報酬

基礎報酬	基準接見回数に満たない接見回数の場合 20,000円×接見回数 基準接見回数以上の接見をした場合 20,000円×（基準接見回数－1）+26,400円	
多数回接見加算報酬	基準1回超	+10,000円
	基準2回超	+16,000円
	基準3回超から9回超まで	上記16,000円に加え3回目以降1回につき+4,000円
	基準10回超以上	基準9回超までの多数回接見加算の合計額44,000円に加え、 基準10回超以降1回につき+3,000円（上限あり）

被告人国選弁護事件（裁判員裁判事件以外）の基礎報酬

裁判所	公判前整理手続なし	公判前整理手続あり
簡裁	66,000円	70,000円
地裁単独	77,000円	80,000円
地裁通常合議	88,000円	90,000円
地裁重大合議	99,000円	100,000円

裁判員裁判事件の基礎報酬

	弁護人2名以上	弁護人1名
公判前整理手続1～4回	（裁判官1裁判員4）170,000円 （裁判官3裁判員6）190,000円	170,000円 240,000円
公判前整理手続5～7回 （かつ公判3日以上）	240,000円	300,000円
公判前整理手続8～10回 （かつ公判3日以上）	300,000円	380,000円
公判前整理手続11回以上 （かつ公判4日以上）	400,000円	500,000円

被告人国選弁護事件の公判加算報酬

例：地裁単独	公判時間	公判1回目	公判2回目以降
	～45分未満	0円	5,800円
	45分～1.5時間未満	5,800円	8,200円
	1.5時間～2.5時間未満	8,200円	13,600円
	2.5時間～3.5時間未満	13,600円	20,500円
	3.5時間～4.5時間未満	20,500円	29,100円
	4.5時間～5.5時間未満	29,100円	40,600円
	5.5時間～	40,600円	47,400円